

宮城県町村会規約

平成23年2月15日 全部改正

第1章 総則

(名称及び組織)

第1条 本会は、宮城県町村会と称し、県内の町村をもってこれを組織する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を仙台市青葉区上杉一丁目2番3号宮城県自治会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、県内町村の連絡調整を図り、町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町村の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡調整
- (2) 町村自治の振興発展に関する調査研究及び関係機関への要請、提言
- (3) 町村職員の教養並びに福利厚生及び損害補てんに関する事業
- (4) 公有財産の損害補てんに関する事業
- (5) 自治功労者の表彰
- (6) 系統町村会及び関係諸団体との連携、協力
- (7) その他目的達成上必要な事項

第2章 会議等

(会議)

第5条 本会の会議は、町村長会議及び正副会長会議とする。

- 2 前項の会議は、会長がこれを招集する。ただし、町村長総数の4分の1以上から会議に付議すべき事件を示して町村長会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議における議長の職務は、会長がこれを行う。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、第10条第2項の規定に基づき副会長がその職務を代理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その会議に出席している者の中から議長を互選する。
- 4 会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において議長は、その構成員として議決に加わる権利を有しない。

(町村長会議)

第6条 町村長会議は、町村長をもって構成する。

2 町村長会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 会長、副会長及び監事の選挙
- (3) 予算の議決及び決算の認定
- (4) 重要な諸規程の制定及び改廃
- (5) 規約又は規程に定められた事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

3 やむを得ない理由のため、町村長会議に出席できない町村長は、当該町村長の指名する者を代理人として表決を委任することができる。

4 前条第4項の規定の適用については、前項の規定により表決を委任した町村長は、当該町村長会議に出席したものとみなす。

5 会長は、急施を要する事項については、書面を送付して町村長の賛否を求め、町村長会議に代えることができる。

(正副会長会議)

第7条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会議に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 町村長会議への付議事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(政務委員会)

第8条 本会に町村自治の振興発展に関する主要事項を調査研究するため、政務委員会を置く。

2 政務委員会は、町村長をもって構成する。

3 政務委員会の組織、運営等については、町村長会議の議決を経て別にこれを定める。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人
- (4) 理事 1人

2 会長、副会長及び監事は、町村長の中から町村長会議において選挙する。

3 監事は、本会の他の役員を兼ねることができない。

4 理事は、学識経験者の中から会長が選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名するところによりその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、町村長会議で意見を述べることができる。
- 4 理事は、会長の命を受け会務を掌理する。

(役員任期)

第11条 会長、副会長、監事及び理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬等)

第12条 理事以外の役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

- 2 理事には別に定めるところにより報酬を支給する。

第4章 事務局

(事務局の設置等)

第13条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長のほか必要な職員を置き、会長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織、所掌事務等は、会長がこれを定める。

第5章 会計

(経費及び会計)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれを支弁する。

- 2 会費は町村の負担とし、その金額及び分賦方法等は毎会計年度予算でこれを定める。

(予算及び決算)

第15条 本会の歳入歳出予算は、毎年度会長がこれを調製し、年度開始前に町村長会議の議決を経なければならない。

- 2 補正予算で軽易なもの又は緊急やむを得ない場合は、会長がこれを専決することができる。
- 3 前項の規定により専決したときは、会長は次の町村長会議に報告し、承認を得なければならない。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。
- 3 本会の決算は、会長が監事の意見を付して町村長会議の認定を受けなければならない。

第6章 補則

(規約の改正)

第16条 この規約は、町村長会議の議決を経なければこれを変更することができない。

(委任規定)

第17条 この規約の施行に関し必要な事項は、町村長会議の議決を経て別にこれを定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第6条第3項に規定する当該町村長の指名する者は、当該町村の副町村長又はそれに準ずる者とする。